

重要事項説明書 [供給条件のご説明]

実施：平成29年10月1日

この文書は、当社がお客さまに電気を販売する際の条件や電気需給に関するご契約にあたり、ご注意頂きたい重要な事項についてご説明するものです。下記の内容を十分にご理解頂いたうえ、お申し込み下さい。

なお、ご契約内容の詳細は、電気需給約款(低圧)及び電気料金メニュー定義書(以下、約款等)をご確認下さい。

1. お申し込み方法

お客さまからのお申込みは、当社が提供する会員制ウェブサイト(以下、ウェブサイト)または、申込書によりお受け致します。

2. お申し込みの承諾について

当社は、以下に該当するお客さまからお申込みを頂いた場合、お申込みを承諾しないことがあります。

- ① ガス料金や電気料金など、お客さまが当社に支払うべき料金を支払期日が過ぎてもお支払い頂けていない場合。または、支払期日が過ぎてからお支払い頂いたことがある場合。
- ② 現在、当社のガスをご使用されていない場合。
例外1：現在の電気のご使用場所において、LPガスなどから当社の都市ガスに変更して頂く予定があり、当社は、既にお客さまからガス工事等のご依頼を頂いている場合。
例外2：お引越等に伴い、「新たな電気のご使用場所(以下、引越し先等)」でガス使用契約のお申込みを頂く場合。
- ③ 電気のご使用場所とガスのご使用場所が同じ場合、電気料金はガス料金と合算し、同一の方法でお支払い頂くことにご了承が頂けない場合。
- ④ お引越等に伴い、引越し先等においても③と同様に電気料金はガス料金と合算し、同一の方法でお支払い頂くことにご了承が頂けない場合。
- ⑤ 現在、ガス料金を払込用紙でお支払い頂いている場合、そのお支払い方法を口座振替または、クレジットカード払いに変更して支払うことにご了承が頂けない場合。
- ⑥ お引越等に伴い、新たに電気需給契約とガス使用契約をお申し込み頂く場合で、電気料金とガス料金を口座振替または、クレジットカードで支払うことにご了承が頂けない場合。
- ⑦ 口座振替または、クレジットカード払いの手続きが完了していない場合。
- ⑧ 同一のご使用場所において、繰り返し、契約のお申込みと廃止をご希望される場合。
- ⑨ 他小売事業者へのスイッチングを除き、お客さまが当社との契約を廃止した後、1年以内に再び、当社とのご契約を希望される場合。

3. スマートメーターの設置

- (1) お客さまの電気のご使用場所において、電気メーターがスマートメーターに交換されていない場合、原則、当社の電気の供給が開始される前に送配電事業者がスマートメーターの交換を行いません。
- (2) 送配電事業者は、スマートメーターへの交換を工事会社に委託し、委託を受けた工事会社の係員がスマートメーターの交換に伺います。その際、メーター交換にかかる費用は原則、送配電事業者が負担します。また、従来の電気メーターと同様にスマートメーターは、送配電事業者の所有物となります。
- (3) 送配電事業者の都合でスマートメーターの設置が遅れた場合や設置が困難な場合でも、当社はお客さまへの電気の供給を開始させて頂きます。この場合、送配電事業者は従来通り、検針員による検針で電気使用量の計量等を実施します。

4. 電気のご使用量およびご請求額の確認について

- (1) 原則、ウェブサイトにて会員登録をして頂き、お客さまご自身がウェブサイトにて電気のご使用量とご請求額等をご確認して頂きます。
- (2) 申込書で電気需給契約のお申込みをして頂いた場合でウェブサイトでの電気のご使用量とご請求額等の確認を希望される場合は、事前にお客さまご自身でウェブサイトに会員登録をして頂き、登録の後、当社に登録した「お客さまID」のご連絡をお願いします。当社は、ご連絡を頂いた後、お客さまがウェブサイトでご確認ができるよう、手続きをさせて頂きます。

- (3) スマートフォンやタブレット端末を含むインターネットの利用ができないお客さまには、ご使用量(kWh)、ご請求額(円)、検針日を記載した簡易的な書面等を送付致します。

5. 他の小売電気事業者（現在の電力会社）からの当社への切り替え

他の小売電気事業者から当社の電気に切り替える際、他の小売電気事業者との契約条件により、お客さまに解約金等の不利益事項が発生する場合があります。当社とのご契約の前に他の小売電気事業者との契約内容を十分にご確認下さい。

6. ご契約内容の確認

- (1) 当社の電気需給契約は、お客さまからのお申込みを受け、当社が承諾したときに成立します。
- (2) ご契約頂く電気料金メニューや契約容量（A、kVA、kW）は、原則、お客さまからお申し込み頂いた内容を基に決定させていただきます。但し、お申し込み頂いた内容が送配電事業者に登録されている情報と異なる場合には、お客さまと協議の上、決定とさせていただきます。

7. 電気料金メニューについて

ご契約の際、選択頂く電気料金メニューは以下の通りとし、詳細事項は、約款等で定めさせていただきます。
「マイホームあかり」 「ビジネスあかり」 「ビジネスちから」

8. 電気需給開始予定日

- (1) 他の小売電気事業者（現在の電力会社）から当社に契約を切替える場合、需給開始（供給開始）予定日は、原則、以下の①または、②の通りとなります。

なお、需給開始予定日は、契約手続きが完了した後、当社所定の方法でお客さまにお知らせ致します。

① スマートメーターが設置されていない場合

お申し込み後、契約手続き等が完了した日から起算して**8営業日に2暦日**を加えた日以降にくる最初の電気の検針日

② スマートメーターが設置されている場合

お申し込み後、契約手続き等が完了した日から起算して**1営業日に2暦日**を加えた日以降にくる最初の電気検針日

※ 需給開始日のご指定を希望されても、ご希望日から供給を開始することはできません。
また、お申し込み時のお客さま情報等に誤りがあった場合には、契約完了までに時間を要することがありますので、ご了承願います。

- (2) お引越し等に伴う、お引越し先等の需給開始予定日は、原則、お客さまがご希望される予定日となります。契約のお申し込みの際、当社へお申し出下さい。
- (3) お客さまがお引越し先等でいずれの小売電気事業者とも契約せずに電気の使用を開始し、後に当社との電気需給契約が成立した場合は、その使用を開始した日を需給開始日とします。

9. 供給電圧および周波数

当社が供給する電気の供給標準電圧は、単相100V、単相100Vおよび200V、三相200Vのいずれかとなります。また、標準周波数は50Hzとなります。

10. 電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法について

- (1) 当社は、送配電事業者が計量した電気使用量を計量日以降に受領し、当社の約款等にもとづき、電気料金を計算致します。
- (2) 当社は、供給開始初月、または契約を解約される月において、対象の計量期間(日数)が30日を下回る場合、当社の約款等にもとづき、電気料金を日割計算致します。

11. 電気料金のお支払い方法について

- (1) 電気料金は、ガス料金と同一の方法でお支払い頂きます。
- (2) ガス料金と同一の方法とは、口座振替でお支払い頂いている場合は、お支払い口座と同一の口座から振り替えることをいい、クレジットカードでお支払い頂いている場合は、お支払いのクレジットカードと同一のクレジットカードにてお支払い頂くことをいいます。

- (3) ガス料金を払込用紙でお支払い頂いている場合には、口座振替払いまたは、クレジットカード払いにお支払い方法を変更して頂きます。
- (4) 電気料金のご請求は、送配電事業者の計量結果を当社で受領後、原則、電気料金のご請求額が確定した後、直近に到来するガスの検針結果で算定するガス料金と合算してご請求致します。
- (5) お客様のガスの検針日と電気の検針日(計量日)が近接しているとき、電気料金の確定がガス料金との合算に間に合わない場合がございます。このとき、電気料金を合算せず、ガス料金のみでご請求させて頂く月が発生致します。
また、この場合、合算できなかった電気料金は、翌月以降のガス料金に合算してご請求させて頂きます。
- (6) (5)の事例が発生した場合、翌月以降のガス料金に複数月分の電気料金を合算しないよう、翌月以降の電気料金のご請求時期を調整致します。ただし、ご契約を解約される場合、精算時に複数月分と最終月の電気料金を合算してご請求させて頂く場合がございます。
- (7) 従来のクレジットカード払いと同様にカード会社の締め日との関係等により、合算した料金を複数月分、まとめて1度にお支払い頂く場合や請求がない月が発生する場合がございます。

1 2. お客様からのお申し出による契約の変更・解約について

- (1) 契約の変更やお引越(転居)に伴う解約については、当社問い合わせ先までご連絡頂き、解約希望日をお知らせ下さい。
- (2) お客様より、実際に使用を廃止した日以降に解約のお申し出を頂いた場合は、原則として、そのお申し出を受け付けた日を当社は、解約日とさせて頂きます。
- (3) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社にご連絡を頂く必要はございません。
切り替え先の小売電気事業者にお申し込み下さい。
- (4) ご契約の解約に伴う違約金は、原則、発生致しません。

1 3. その他需給に関わる費用

- (1) 需給開始等に伴い工事費負担金が発生した場合、当社は、送配電事業者が見積り算定した費用をお客さまに請求致します。また、当該費用は工事着手前にお支払い頂きます。
- (2) お客様が新築などで契約電力等を新たに設定した場合や契約電力を増加した場合、その日以降、1年に満たないで電気需給契約を解約される場合、または、契約電力等を減少しようとする場合、送配電事業者が定める託送供給約款(以下、託送約款)に従い、当社は電気需給契約の解約または変更の日に当社が送配電事業者を支払うべき金額をお客さまに精算して頂きます。
- (3) 当社は、お客様が電気を不正に使用した際の違約金など、送配電事業者が当社に請求する費用についてお客様に請求させて頂きます。

1 4. 電気の需給に関するお客様のご協力をお願い

電気の需給契約にあたり、お客様には託送約款に規定された事項を遵守して頂きます。
また、当社もしくは、送配電事業者から以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ① お客様の承諾を得た上で、当社または、送配電事業者が必要な業務のために実施するお客様の土地・建物への立ち入り。
- ② お客様の電気のご利用により他者の電気の使用を妨害する恐れがある、または、送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼす恐れがある場合、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の設置。
- ③ 送配電事業者が所有する供給設備の故障・点検・修繕・変更その他、工事上やむを得ない場合、または、電気の需給および保安上の必要がある場合に送配電事業者が実施する停電。
(お客様の電気の使用の中止または制限)
- ④ 電気工作物に異常もしくは故障がある場合、または、その恐れがある場合、もしくはお客様が電気工作物の変更の工事を行ない、その工事が完成した場合、その旨の通知。
- ⑤ お客様の電気のご利用に際し、送配電事業者が所有する供給設備の工事および維持のため必要な用地の確保。

1 5. 当社からの契約の変更および解約について

- (1) 当社は、託送約款や関係法令・条例・規則等の改正、あるいは社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生、その他、当社が必要と判断した場合、約款等を変更する場合があります。その場合、予め、変更後の約款等と変更の効力発生日を一定期間当社のホームページに掲載することでお知らせ致します。

- (2) 当社は、以下の場合、電気需給契約を解約させて頂くことがあります。また、②に該当する場合を除き、原則として事前にその旨をお客さまにお知らせ致します。
- ① お客さまが次のいずれかに該当する場合。
 - a. 電気料金の支払期日を経過してなお、お支払い頂けない場合。
 - b. 当社と他の契約(既に消滅しているものを含む)における債務を期日までに履行しない場合。
 - c. 約款等によってお支払い頂くことが必要となった電気料金以外の債務(延滞利息や工事費負担金等)を履行しない場合。
 - d. 電気を使用する需要場所において、ガス使用契約が解約となった場合。
 - e. 電気料金を口座振替または、クレジットカードでお支払い頂けない場合。
 - ② お客さまが引越し等の理由により、電気需給契約を解約する旨を当社へ申し出ずにその需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合。
 - ③ お客さまの責めとなる理由等により、送配電事業者が託送供給を停止した場合、または、その恐れがある事実が判明した場合。
 - ④ お客さまが約款等および託送約款、関連法令・条例・規則等に反した場合。

16. 割引料金について

- (1) 当社は、電気を使用する需要場所においてお客さまとの間で締結しているガス使用契約の種別に応じて、約款等に定める割引種別のいずれかを適用させて頂きます。

「ペア割」 「ほっと割」 「ピカ割」

- (2) 原則、割引料金は電気需給開始日より適用させて頂きます。ただし、電気の計量日においてガスの使用が開始されていない場合、当該計量日を含む使用期間の割引額は0円とさせて頂きます。
- (3) お客さまがガスの使用契約種別を変更した場合、当社は変更後のガス使用契約種別に応じて割引種別を変更し、変更後のガス使用契約成立日以降に到来する電気の計量日より適用させて頂きます。
- (4) お客さまのガスのご利用状況によって、割引種別の適用条件を満たさないことが判明した場合、当社は、判明した日以降に到来する電気の計量日を含む使用期間の割引額を0円とさせて頂きます。

17. 契約締結前及び契約締結後にお客さまへお知らせすべき事項を記載した書面交付について

- (1) 当社は、お客さまと新たに電気需給契約を締結しようとするとき、電気事業法第2条の13に定められた「契約締結前にお客さまへお知らせすべき事項を記載した書面」の交付を行いません。
- (2) 当社は、既に締結している契約の内容を変更しようとするとき、電気事業法第2条の14に定められた「契約締結時にお客さまへお知らせすべき事項を記載した書面」の交付を行いません。
- (3) (1)、(2)の交付方法は、以下の通り、当社の約款等(4. 本約款等の変更)に基づき、情報通信技術を利用する方法や当社が適当と判断した方法で行ない、お客さまにお知らせ致します。
- ① **電子メールによる方法(情報通信技術を利用する方法)**
書面交付によりお知らせすべき事項または、その確認方法を記載した電子メールをお客さまに送信する方法によりお知らせ致します。
 - ② **当社ホームページ等の閲覧による方法(情報通信技術を利用する方法)**
書面交付によりお知らせすべき事項を当社ホームページ等に掲載し、お客さまに閲覧して頂く方法によりお知らせ致します。
- (4) 当社がお客さまと既に締結している契約の内容を変更しようとするときにお知らせする事項は、「当社の名称および住所」、「契約年月日」、「変更する事項」、「供給地点特定番号」とさせて頂きます。

18. 契約解除(クーリングオフ※)に関する事項

- (1) 当社または、当社の代理店等からの勧誘を受けてお申し込みされた場合、お客さまがお申し込み内容を記載した本申込書を当社が受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面により無条件に契約のお申込みの撤回または契約の解除ができます。
- (2) クーリングオフの効力は、お客さまが書面を発信したとき(郵便消印日付)から生じます。当社宛てに郵送して下さい。(簡易書留扱いが確実です。)
- (3) 発信する書面には以下の内容をご記載下さい。
 - ① お客さまご住所・お名前(漢字およびカナ)・お電話番号
 - ② クーリングオフのお申し出年月日
 - ③ お申込みを撤回または契約を解除する内容
(例:「電気需給契約申込」または「電気需給契約」)
 - ④ ③のお申込みを撤回または契約を解除する意向
(例:「電気需給契約申込を撤回します」または「電気需給契約を解除します」)
- (4) クーリングオフにお申し込み者さまは、損害賠償または違約金を支払う必要はなく、当該契約に基づき既に電気が提供されていた場合においても、当該電気の提供に係る対価、その他の金銭を支払う必要はありません。
- (5) お客さまがクーリングオフにより当社との契約を解除された場合、新たな小売電気事業者と契約をして頂く必要があります。新たな小売事業者と契約をしない場合、無契約状態となり、その状態が継続した場合は送配電事業者により、電気の供給が停止される恐れがあります。
※「特定商取引に関する法律」の適用を受けて、お客さまが当該お申込みの撤回、または当該契約の解除を行なうことを言います。

19. お客さま情報の取扱いについて

本業務機会を通じてお客さまより取得する個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従って利用致します。なお、プライバシーポリシーの詳細は、当社ホームページ等でご確認下さい。

小売電気事業者	販売取扱店
事業者名: 京葉瓦斯株式会社 代表者名: 取締役社長 羽生 弘 登録番号: A0161 住所: 千葉県市川市市川南2-8-8 問い合わせ先: 京葉ガスお客さまコールセンター (047-361-0211) 受付時間: 月曜日～土曜日9:00～19:00 休業日: 日曜日、祝日、 年未年始(12月30日～1月3日)等	